

児童養護施設等入所児童等自立支援金助成要綱

(目的)

第1条 児童養護施設等に入所している児童等及び里親に委託されている児童等（以下、この要綱において「要保護児童等」という。）並びに島根県社会的養護自立支援事業実施要綱に基づく生活支援事業又は就学者自立生活援助事業（以下、「社会的養護自立支援事業」という。）の対象者について、就職、進学等による自立に必要な経費に対して支援金を助成するために必要な事項を定める。

(要保護児童等)

第2条 この要綱における要保護児童等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 児童養護施設に入所している児童等
- 二 児童心理治療施設に入所している児童等
- 三 児童自立生活援助事業により自立援助ホームに入居している児童等
- 四 小規模住居型児童養育事業によりファミリーホームに委託された児童等
- 五 里親に委託された児童等

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、就職、進学等により自立しようとする、要保護児童等であって退所する者又は委託解除される者、もしくは社会的養護自立支援事業の対象者から解除される者であって、次の各号のいずれかの要件に該当することについて、要保護児童等にあつては所管する児童相談所長の、社会的養護自立支援事業の対象者については県知事の推薦がある者とする。

- 一 父母（保護者）等が死亡または行方不明、逮捕拘留中であること
- 二 父母（保護者）等に心身の障がいがあり、就職、進学等に必要な経済的援助が見込めないこと
- 三 虐待等、父母（保護者）等の養育が適切でなく、就職、進学等に必要な経済的援助が見込めないこと

(支援金の助成額及び交付先等)

第4条 支援金の助成額は、一人20万円を限度とし、支援金の助成は、一人につき1回限りとする。

2 支援金の助成先は、要保護児童等については、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム又はファミリーホームもしくは地区里親会とし、社会的養護自立支援事業の対象者については、社会的養護自立支援事業の委託先（委託先が里親である場合は、地区里親会）とする。

(支援金の使途)

第5条 支援金は、措置費の対象となる就職、進学等に係る支度金、及び資格取得に係る経費等を含め、自立のために必要な経費に充てるものとし、使途の内容については特段の制限を設けない。

(助成申請)

第6条 助成を申請するものは助成申請書(様式1)を別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

(助成事業の変更)

第7条 前条の助成申請に変更が生じた場合は、助成変更申請書(様式2)を会長に提出しなければならない。

(交付申請)

第8条 助成の決定を受けたものが助成金を受けるときは、助成金交付申請書(様式3)を会長に提出しなければならない。

(助成取消)

第9条 本要綱に違反したときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還させることができる。

(事業実績報告)

第10条 助成の決定を受けたものは、事業完了後直ちに事業実績報告書(様式4)を会長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第11条 助成を受けたものは、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度の助成対象児童から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行し、令和4年度の助成対象者から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。